

講 演

内田義厚教授「民事執行制度の変遷と現在の動き」に対するコメント*

沈 冠 伶

内田教授が日本の民事執行制度の変遷と現在の動きについて丁寧かつ詳細にご紹介してくださったことについて、心よりお礼を申し上げる。その内容は台湾にとって示唆的な部分が多くある。とりわけ不動産の競売の売却率が2002年の5割から最近の9割に上昇したことは、印象的である。この数字が台湾の状況より遥かに高い。したがって、日本の不動産の競売制度に関する改革は成功的であり、台湾もそれを参考とすべきであろう。次は台湾の実態について簡単に説明する。司法院の公的統計データによると、2017年の民事執行事件は計132万1,438件で、そのうち、完全弁済の数は12万4,633件(9.43%)あり、一部弁済は3万7,524件(2.84%)、一部弁済一部取下げは159件、債務名義の正本の交付は100万9,556件(76.40%)ある。不動産競売の状況について、司法院は公的な統計を発表していないが、2015年不動産鑑定士協会雲林連合会の資料によれば、雲林地方裁判所2015年前半の売却率は16%であり、残りの84%は売却されず、競売開始から売却実施処分に至るまでの日数は約65日である。

本日は内田教授の報告内容に対応して、台湾における関連の規定を簡単に紹介したいと思う。

*本稿は、本誌第4号に掲載された第3回・早稲田大学大学院・国立台湾大学法律学院「学術交流ワークショップ」(2018年開催)の記録の補遺(沈冠伶教授のコメント)です。

一 子の引渡しについて

台湾では家事事件法が2012年に施行された。その194条は、執行裁判所は、子の年齢・意思、執行の急迫性、執行方法の実効性、債権者・債務者間の感情および執行によって影響を受ける程度等を斟酌し、子の利益に合致する方法を決定し、直接強制または間接強制を一種あるいは併用することができるものと定めている。面接交流のため子を引き渡す際にも裁判所が当該事案に即して直接強制の必要性を判断する。以上に述べた台湾の状況は、明文の規定が設けられておらず原則的には間接強制を先に採用する日本法の状況とは異なると思われる。

二 財産開示制度

財産開示は民事執行手続中の重要な課題であり、債権者の権利の迅速の実現と債務者の個人情報の自己決定とのバランスを図らなければならない。これについて、台湾法は、第三者の財産開示と債務者の財産開示を区別して規定している。

1 一般の第三者に対する調査

台湾の強制執行法19条2項は、「執行裁判所は税務および他の所轄官署、団体あるいは債務者の財産を知っている者に対して債務者の財産状況を調査でき、調査を受けた者はこれを拒否することができない。ただし、調査を受けた者が個人でかつ正当な事由があるときはこの限りでない」と定めている。内田教授が指摘した台湾の裁判所が銀行や郵便局等の金融機構に対する開示の要求は、まさにこの規定を根拠としている。もっとも、上述の第三者に対する開示の求めは、債務者が自らの財産状況を報告に基づいて裁判所が当該第三者の存在を把握することが前提となる。従って、いか

に債務者の財産開示を確保するかが肝心である。

2 債務者と特定の第三者の開示報告

強制執行法20条1項は、「すでに発見された債務者の財産が、強制執行を申し立てた債権を十分に満足させることができず、または債務者が引き渡すべき財産を発見することができない場合に、執行裁判所は債権者の申立てまたは職権によって、期間を定めて当該期間満了の一年以内の財産状況を報告することを債務者に命ずることができる」と定めている。この債務者を対象とする財産開示制度は、1940年強制執行法の立法時にはすでに存在していたが、その後は数回にわたって改正されている。すなわち、1975年に報告義務者の範囲を広げ(25条2項)、1996年に動産の引渡し執行の財産報告制度を導入し、2000年に債務者の申立てがなくても、執行裁判所が職権により報告命令手続を開始させることが可能となるという改正がされ、裁判所の調査権が拡大した。

上述した規定によれば、財産開示の義務者は執行債務者に限らず、特定の第三者をも含まれることとなる。すなわち、債務者の法定代理人、財産管理人、相続人、遺産管理人等、また、法人あるいは非法人団体の責任者等が挙げられる。開示すべき財産は、債務者が現在に有する積極財産のみならず、過去にわたる一定期間内に処分した消極財産の状況も含まれる。さらに、債務者が所有し占有する財産の他、第三者によって占有される動産、不動産、債権その他の財産権も含まれる。

手続の開始は、債権者の申立てまたは裁判所の職権のいずれによっても可能である。ただし、強制執行が債権者の権利実現を目的とするものであることに鑑みれば、債権者の申立てがない場合に、裁判所は積極的に職権によって開始させることは妥当でないであろう。例外な場合、例えば、債権者が特別の保護に値する者(例えば未成年者)であるときは別として、原則的には裁判所は債権者に申立ての提出を促せば十分である。

財産開示を求めるために必要な執行名義については、台湾法は特別の制

限を設けていない。そのため、執行名義の種類や既判力の有無かを問わず、執行名義を有する債権者であれば財産開示を申し立てることができる。ただし、台湾の実務は、仮差押の執行名義は、債務者の財産開示の根拠となり得ないと考えている。最高法院103年度台抗字第481号決定はこのように見解を示している。すなわち、「強制執行法20条は、債務者の財産開示を法の第1章の総則において定めているが、この財産開示制度は、債務者の財産のプライバシーに関わっている。仮に財産状況が開示された後、債権の有効性が実体法上否定されたら、債務者は回復したい損害を蒙ることになりかねない。そのため、債務者の財産開示の義務は、執行名義の債権が満足可能性のある強制力と執行力を備えることを前提とすべきであろう。言い換えれば、仮に執行名義の債権が債権者の請求権を満たす可能性が不十分な場合に、債務者に財産開示を命ずる権利がない。そのように解さなければ、債務者の財産情報に対する自己決定権を侵害してしまう。また、同条1項前段は、『すでに発見された債務者の財産が、強制執行を申し立てた債権を十分に満足させることができず』と定めている。ここにおける債権とは、執行名義であり債務者に弁済を命じ執行できる債権を指すことが明らかである。従って、仮差押の決定等の保全執行は、債務者の財産開示の根拠とならないと解すべきである。仮差押を行なった債権者は、この条文によって執行裁判所に対して債務者の財産開示を申し立てる正当な理由がない」。この問題は、債権者の権利の迅速的実現と債務者の個人情報への自己決定とのバランスを事案に即して考える必要であろう。すなわち、仮差押だからといって一律に財産開示の申立てを拒否するという裁判所の見解は妥当ではない。例えば、ドイツでは、保全型の強制執行に基づく財産開示が一概に排除されている訳ではない。また、仮差押の執行名義が財産開示の根拠となるメリットもある。つまり、終局の強制執行が開始前に、債権者はこれにより債務者の財産状況を把握し、訴訟以外の紛争解決方法を採用することも可能になる。

申立ての要件は、上述した執行名義のほか、「すでに発見された債務者

の財産が、強制執行を申し立てた債権を十分に満足させることができず、または債務者が引き渡すべき財産を発見することができない」ことが必要である。換言すれば、強制執行申立ての後に、執行に供する財産が不足する場合に限られる。これに対して、アメリカや韓国では、執行の前にも財産開示を求めることができるが、台湾は異なる。次に、台湾では、差押えを要件としておらず、この点ではドイツの旧法とも異なる。従って、すでに差し押さえられた財産が足りないときは当然ながら、「財産が差し押さえられていないもののその不足がすでに知られている」ときにも債権者は財産の開示を申し立てることができる。そうすると、強制執行の早い段階に財産の開示が可能になる。ドイツにおいて2009年に改正（2013年に施行）された「強制執行手続における事案解明の改革法」は、債権者が早めに強制執行に必要な情報を得て、債務者の財産状況を知るために、旧807条を削除し、民事訴訟法802条の3を増設し、「結果のない差押え」という前提を廃止した。それによって債権者が強制執行の申立てとともに債務者の財産開示をも申し立てることが可能となり、台湾法と同様な状況となった。

上に述べた要件の審査に当たって、債務者に意見を述べる機会を与えるという明文の規定がなく、債務者の手続保障がやや足りない。債務者は開示の命令に対して異議を申し立てることができ、理由があると思われる場合には開示の命令が取り消される。ただし、異議申立ては、執行を停止する効力がなく、債権者によって濫用される恐れがある。その他、報告の提出について、開示の日程、場所、方法等に関する定めもなく、すべて執行裁判所の裁量に委ねられる。実務上、執行裁判所は債務者に財産状況の報告を命ずるときには、特定の場所に出頭しその場で陳述する、あるいは一定の期限まで書面を提出することを求めている。

債務者が財産開示の義務に反する場合に、2011年以前の旧法の下では、裁判所は間接的な強制手段として債務者の身体を拘束することができた（旧強制執行法22条）が、市民的及び政治的権利に関する国際規約11条は、何人も、契約上の義務を履行することができないことのみを理由として拘

禁されない、と定めている（この国際規約は、台湾では「市民的及び政治的権利に関する国際規約と経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の執行法」によって国内法化された）。また、司法院大法官解釈588号は、憲法の人身の自由の保障を実現するため、刑事被告人でない者の身体の自由は、司法または他の正当な法的手続によらなければ、これを制限することができず、しかも必要な程度を超えてはならないと判示している。そのため、旧強制執行法は2011年に改正された。債務者が陳述をせず、または虚偽の陳述をし、強制執行に供すべき財産を隠匿しまたは処分した場合に、裁判所は債務者の申立てまたは職権により、担保の提供または期限内履行を債務者に命ずることができる。逃亡のおそれがあると認めるに足りる事実がなければ、債務者の住居を制限することができない。債務者が担保を提供せず、期限内に履行せず、または正当な理由なく住居制限の命令に反する場合に、債務者を拘禁することができる。すなわち、以前のような直接的に債務者の身体を拘束することがもはやできなくなった。しかも、その決定を下す前には、債務者を尋問すべきであり、適正な手続を保障しなければならない。

三 不動産抵当権の保護と賃貸借

日本と異なり、台湾法は抵当権者の保護を賃借人の保護に優先させる。すなわち、民法866は、「不動産の所有者が抵当権を設定した後、同一の不動産について地上権または使用・収益を目的とする他の物権、あるいは賃貸借関係を成立することができ、その抵当権はこれによって影響されない（1項）。前項の場合に、抵当権者が抵当権を実行する際に影響を受けたときに、裁判所は当該権利を取り除きまたは賃貸借関係を終了させてから競売を付することができる（2項）」と定めている。この2項の規定は2007年の法改正に新たに入れたものの、それまでの裁判実務は、1936年の解釈と強制執行法の規定を根拠として、賃貸権を取り除いて競売を行ってき

た。すなわち、1936年院字第1446号解釈は、「抵当権の設定後に権利を取得した者は、その権利によって抵当権に影響を及ぼしてはならず、当然ながら強制執行を排除することもできない。この者は民法226条の規定により権利設定者に対して損害賠償を請求することができるが、異議の訴えを提起することができない」としていた。また、強制執行法98条2項但書は、「不動産の地上権、永小作権、地役権、典権と賃借権が、抵当権の設定後に成立し、しかも抵当権に影響し、執行裁判所はそれを除去して競売を付する場合には、これらの権利は、競売された権利とともに移転することはない」と定めていた。すなわち、仮に賃借権の存在が、買受希望者の意欲を低下させる等、抵当権の実行に影響を与えた場合に、執行裁判所は抵当権者の申立てまたは職権によって、当該賃借関係を終了させてから競売を付すると決めることができる。ただし、買受人は、競売不動産に存在する賃借権の除去を主張する権利がない。

抵当権の実行が影響を受けるとは、その権利によって抵当目的物の交換価値が下がり、売却されないまたは買受希望価額が被担保債権を完全に弁済することができない場合を指す。従って、執行裁判所が最低売却価額を出しても、買受人がおらず、または1回目の競売の買受希望者が申し出た価額が最低価額に達せずに売却されず、2回目の価額低減後の最低売却価額が、被担保債権を完全に弁済するのに足りない場合は、抵当権が影響を受けると認められ、賃借権が取り除かれる（最高法院100年度台抗字第15号決定）。実務的には、通常、1回目の競売に買受希望者が存在したかという事実を、抵当権が影響を受けることの判断の根拠としている。この賃借権の除去という処分は、強制執行の方法に属し、当事者または利害関係のあり第三者はこれについて異議申立てをすることができる。

四 強制執行法に関わる他の法改正

上述した諸制度の説明からも少しわかるように、台湾における執行裁判所は、裁量権を有し、執行の手段、方法、または直接強制、代替執行、間接強制等について、自らの判断で行うことができる。その斟酌すべき要素を明確にするため、2014年強制執行法は1条を改正し、2項を新設した。すなわち、強制執行は公平かつ合理的な原則に基づき、債権者、債務者その他の利害関係人の権利・利益を考慮し、適切な方法で行い、執行の目的に達するための程度を超えてはならない、と定められている。これは強制執行の基本原則、とりわけ比例原則の明文化である。

その他、人間の尊厳に基づいて債務者の基本的な生活を維持するため、法は執行が禁止される債権の範囲を規定している(122条)。2011年改正前の条文は、「債務者の第三者に対する債権が、債務者およびその共同して生活する親族の生活を維持するために必要なものである場合は、それに対する強制執行することができない」としていた。2011年改正は「債務者が法律の規定により受領した社会福祉手当、生活保護と補助に対しては強制執行してはならない」という1項の規定を新設した。また、社会保険の給付に関しては、それが債務者およびその共同して生活する親族の生活を維持するために必要なものである場合もまた強制執行の対象とならない。今年6月には法律は再度改正され、生活を維持するための最低基準を明確に定めた。すなわち、債務者の生活に必要なものは、最近一年に衛生福利部または直轄市政府が公表した当該地域の毎月最低生活費の一・二倍であり、かつ債務者の他の財産を斟酌しなければならない(同条3項)。債務者と共同して生活する親族の生活に必要なものは、前項の計算方法を準用し、かつ債務者が負担すべき扶養義務の割合でその金額を決定する(同条4項)。執行裁判所が債務者と債権者の生活状況やその他の事情を斟酌し、公平を失うことがあると認める場合には、前三項の規定の制限を受けな

い。ただし、債務者とそれによって扶養される共同生活の親族の生活費用を留保しなければならない（5項）。